

# 地震による家具の転倒防止対策に



## 補助金がもらえます！



地震に備え、家具等が転倒しないよう固定する器具を設置するなど安全対策を行う方に、補助金を交付します。

対象者

町内在住で町内の自宅等に器具を設置する世帯

対象経費

家具等の転倒防止器具の購入費と取付費



補助金額

費用の全額【**上限額：5,000円**】

家具等とは..

たんす・食器棚・本棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品、食器・図書等地震で散乱するような物

転倒防止器具とは..

家具等の転倒、転落、落下を防止する金具で、突っ張り棒、ベルト等の器具やガラス飛散防止フィルムなど

## 申請に必要なもの

- (1) 交付申請書兼請求書
- (2) 領収書等の原本又はその写し  
(購入、工事の内訳が分かるもの)
- (3) 購入商品の写真 (購入した商品全ての写真)
- (4) 転倒防止器具の取付け前後の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

## 注意してほしいこと！

- 申請期間は、
  - ①購入または設置日から**60日以内**
  - ②令和9年2月28日まで※①②のどちらか早い日まで
- 補助は、**1世帯あたり1回限り**
- 令和6年5月31日より前に購入したものは対象外
- 申請前に**必ず**この補助金要綱を確認してください。

※詳しくは、**裏面**または**町ホームページ**をご確認ください。

【お問合せ・申請書等の提出先】

美浜町役場庁舎 2階 エネルギー政策課 TEL0770-32-6716

## 補助金の名称

美浜町家具転倒防止器具等購入費補助金

## 対象者（次のいずれにも該当する方）

- (1) 町内に住所を有していること。
  - (2) 町内にある自らが居住する住宅内に転倒防止器具を設置すること。
  - (3) 本人が属する世帯の世帯員全員が過去にこの要綱の補助金の交付を受けていないこと。
  - (4) 世帯員全員に町税等の滞納がないこと。
- ※ 1世帯あたり一回限りの補助となります。

## 補助対象経費

家具等の転倒防止器具の購入費及び取付費  
(取付費は取付けを事業者に委託した場合に限ります。)

## 家具等とは

たんす、食器棚、本棚等の家具、冷蔵庫、テレビ等の電化製品等の地震発生時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるもの及び食器、図書等の棚に置かれている物で地震発生時に転倒し、散乱することにより円滑な避難行動に支障を来すもの

## 転倒防止器具とは

家具等の転倒又は転落及び落下を防止するために有効な金具、突っ張り棒、ベルト等の器具並びにガラス飛散防止フィルムなど

## 補助金の額

補助対象経費の全額  
補助上限額 5,000円（100円未満切り捨て）

## 申請期間

令和6年6月1日～令和9年2月28日  
転倒防止器具を購入・設置した日から60日以内、または、令和9年2月28日のいずれか早い日までに申請してください。  
※令和6年5月31日以前に購入したものは補助の対象になりません。

## 申請の前に

申請前に、必ずこの補助金の交付要綱を確認してください。

## 申請・請求方法、提出書類

- (1) 交付申請書兼請求書
- (2) 領収書等の原本又はその写し（購入及び工事の内訳が分かるもの）
- (3) 購入商品の写真（購入した商品全ての写真）
- (4) 転倒防止器具の取付け前後の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

## 申請書（兼請求書）提出先

美浜町役場庁舎2階 エネルギー政策課 Tel0770-32-6716

## 町ホームページの当補助金ページURL

<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/soshiki/7/12380.html>